

私の研究



ジェンダーと性犯罪 ～誰もが幸せに生きられる ジェンダー・フリー社会の実現へ～

元井 貴子 (もとい たかこ)

桜の聖母短期大学 キャリア教養学科
講師



1. はじめに

『ジェンダー』という言葉から、皆さんはどんなことを思い浮かべますか？「男の子は青、女の子はピンク」とか、「お父さんは会社で働いて、お母さんは家で家事をする」等ということの思い浮かべた方も多いと思います。

ジェンダーとは、社会的・文化的につくられる性別を意味します。外で働くのが男性、家事をするのが女性等という考え方は社会や文化から導き出されたものなので、ジェンダーの典型例となります。かつては性別を男女で分けるのが一般的でしたが、現在では、多様な性（LGBTQ+等）も認知されています。よって、ジェンダーには、LGBTQ+等も含まれることを忘れてはいけません。

日本国憲法では、「個人の尊厳」を最も重要な価値としています。これは、男性・女性・性的少数者も、子ども・大人・高齢者も、健常者・障がい者も皆、個性を持った大切な存在として尊重されることを意味しています。つまり、誰もが差別されることなく、自身の個性を尊重され、自分ら

しい人生を歩んでいく権利が憲法上で保障されているわけです。そして、これはジェンダー・フリー社会の実現にも繋がります。ジェンダー・フリー社会とは、性別による社会的な役割にとらわれずに、自分らしく生きていける社会を意味します。そのような社会を実現するには、様々なジェンダー問題を解消していく必要があります。

ジェンダー問題というと、女性や性的少数者の利益ばかりを追求し、男性の利益をないがしろにしているかのような誤解を招くことも少なくありません。しかし、男性だから家族にかかる費用を負担しなければいけないとか、弱音を吐いてはいけない等のしがらみが、中高年男性の自死が多い理由のひとつともいわれています。ジェンダー問題は男性のためにも改善する必要があるのです。

また、ジェンダー問題がご自身に無関係のように感じていても、可愛いお子さんやお孫さんが不利益を受ける恐れもあります。ジェンダー問題の改善はご自身だけでなく、大切な人のためにも重要なことではないでしょうか。

そこで、今回は、タブー視されがちな性犯罪に関するテーマについて、私の研究の一部をご紹介します。

2. 日本の性犯罪について

性犯罪の中でも最も深刻なものとしてレイプ犯罪（強姦性交等罪）が挙げられます。2017年に刑法の性犯罪に関する規定が改正され、「110年ぶりの大改正」「厳罰化」等と大きく報道されました。

この改正では、レイプ犯罪の罪名が「強姦罪」から「強姦性交等罪」に改められ、刑が重くなっただけでなく、①男性も被害者に含まれるようになった点と②非親告罪化された点、③監護者性交等罪が新設された点等が改正ポイントとして挙げられます。

(1) 刑法改正の重要ポイント

① 男性も被害者に

令和3年度の犯罪白書によると、強姦性交等罪の認知件数は女性被害1,260件、男性被害72件となっています（令和2年度の件数）。男性被害の認知件数が72件も存在することに驚いた方も多いのではないのでしょうか。実は男性が被害者となるレイプ事件は、以前から発生していました。しかし、かつての日本では性交行為は男女間とするものと考えられていたため、男性の被害者を想定していませんでした。つまり、改正前の刑法では、男性が被害に遭っても、レイプ犯罪は成立せず、刑の軽い強制わいせつ罪等が成立するにとどまっていたのです。そこで、2016年の法改正によってレイプ犯罪の対象となる行為を拡大し、男性に向けたレイプ行為も含めることになりました。男性であっても被害者の性的自由が強く侵害され、甚大な被害を受けることには変わりありません。この法改正は、多様な性が認知されている現代社会

にマッチする方向に改善された一例といえます。

② 告訴がなくても処罰の対象に

「親告罪」とは、告訴がなければ裁判にならない犯罪です。「告訴」とは被害者側が処罰を求める意思表示をいいます。

かつての強姦罪は親告罪であったため、被害者側が告訴をしなければ裁判ならず、処罰に至りませんでした。言い換えれば、告訴されなければ無罪放免になるので、被害者側の事後的同意若しくは許しをもらえればレイプをしても罰せられなかったわけです。このように捉えると、親告罪であったことに理不尽を感じる方も少なくないと思います。

それでは何故、親告罪とされていたのでしょうか。かつての日本では、女性には処女性強く求められていたために被害女性は「きずもの」とされ、好奇な目で見られる、結婚ができない等、不利益に扱われたといえます。ですから、被害女性側が、告訴という形で、事件を公にするかどうかを選択する必要がありました。

しかし、現在では、処女性が偏重される慣習が薄れてきています。また、親告罪とすることで、レイプを重大犯罪であると認識できなくなってしまうだけでなく、加害者が謝罪しているのならば被害者側が許すべき（又は許す方が人格に優れている）という風潮も高まりかねません。

よって、告訴が無くても処罰されることになりました。

③ 監護者によるレイプから子どもを守る

監護者が18歳未満の子どもをレイプする事例が、令和2年度で101件も認知されています（令和3年度の犯罪白書より）。近時では、配偶者の連れ子と生活を共にしている養親がわいせつな行為等に及んだ事件等が報道されており、ご覧になった

<刑法改正のポイント>

	改正前	改正後
罪 名	強姦罪	強姦性交等罪
法 定 刑	懲役3年以上	懲役5年以上
被 害 者	女性	女性及び男性
起訴の条件	告訴が必要	告訴は不要
親の立場等を利用した18歳未満への性的行為の罰則	なし	監護者性交等罪を新設

方もいらっしゃると思います。

子どもは、監護者に経済的及び精神的に依存しているため、監護者が性的な行為に及んできた時に、子どもがこれを拒絶することは難しいのが通常です。また、家庭内でレイプ行為が繰り返される等、犯行が常習化・潜在化する傾向が強く、被害がより深刻になりやすい事犯です。

よって、加害者が監護者である場合を対象にした監護者性交等罪が新設されるに至りました。

監護者性交等罪では、外形上、子どもが抵抗をしなかった又は同意していたとしても、監護者性交等罪が成立すると考えられています。監護者の影響力の下にあるならば、子どもが本当に望んでいたとは考えづらいからです。

そして、「監護者」にあたるかは、子どもに対し、現実に関与力を及ぼしうる立場かどうか重要な判断ポイントとなります。つまり、子どもと実際に生活し、世話をしている者であれば監護者に含まれることになるのです。監護者の典型例は実親子・養親ですが、養護施設の管理者等も監護者となります。

(2) 今後の課題

法改正を経て、一步前進したように見えますが、2019年には、レイプ事件に関する無罪判決が4件も続き、全国でフラワー・デモ（花を身につけて性暴力に抗議するデモ）が実施される事態に至ってしまいました。性犯罪に関する法制度には、未だ改善しなければいけない課題が山積しているのです。

そこで、次に、今後の課題についてお話していきたいと思います。

① 暴行・脅迫の要件

強制性交等罪が成立するには暴行・脅迫を経ることが要件となっています。つまり、(A)被害者が抵抗する (B)これを暴行・脅迫行為で抑え込む (C)性交行為を強行するという流れが前提となっているのです。

しかし、実際には、レイプを試みようとする興奮状態にある相手に抵抗することは、相手を激高させ、激しい暴行行為や殺傷行為を受けるリスクを伴います。特に加害者が男性で被害者が女性の場合に

は、腕力等に差があり、そのリスクが高くなるため、被害者が抵抗できないケースも少なくありません。また、被害者が恐怖のあまり頭が真っ白になり、体が固まってしまう「フリージング」という状態に陥るケースもあります。これらのケースでは、暴行・脅迫を経ないため、強制性交等罪が成立しません。

しかし、暴行・脅迫を経なくても、被害者の意思を踏みにじて性交行為を強行しているのですから、レイプに違いないはずで、暴行・脅迫要件に固執することは、フリージング等に陥ってしまった被害者に泣き寝入りを強いると同時に、レイプと認めてもらうために被害者へ命がけの抵抗を強いることになってしまいます。

よって、暴行・脅迫の要件をどうしていくべきかが今後の課題となってきます。この課題に対しては、暴行・脅迫の要件を無くすべき、同意のない性交行為を処罰する不同意性交罪を創設すべき等の意見が多方面から挙がっています。

② 性的同意の教育

性交行為が犯罪になるかは、互いの同意に基づくかどうかによりますので、浅薄な考えに基づく加害行為とこれに対する被害を回避するためには、性的同意を交わすことが重要です。しかし、日本人の多くは性交行為において積極的な同意を交わす習慣が身につけていないのが実情です。ですから、互いの性的同意をどのように交わすのかが、私たちの今後の課題だといえます。

性的同意に関しては、イギリスの警察署が作成した性交行為の同意を紅茶に例えた動画が大変参考になります。「紅茶を入れたからといって相手が飲む義務はない」「昨日は紅茶を飲んだけど、今日も紅茶を欲しがるとは限らない」「意識のない人は紅茶を欲しがらない」等、イギリスらしいウイットに富んだ動画です。この動画はYouTube等で日本語吹き替え版を見ることができますので、是非、ご覧になってみて下さい。

(3) 本学での取り組み

性的同意に関する日本特有の課題に対し、私は、社会や学校での同意教育が非常に重要だと考えています。

海外の大学では、性的同意に関して男女一緒に学ぶこともあるそうです。桜の聖母短期大学は女子大ですが、私も毎年キャリア教養学科の1年生に性犯罪についての講義をしています。そして、その講義を通じて、自分の意思を示す力を身につけてほしいため、できる限り議論する機会を多く設けています。

性的なテーマですので、初めは意見を言いづらそうにしている学生も多いですが、性犯罪の立証の難しさや無罪判決の事例等を学んでいくと顔色が変わり、様々な意見が出てきます。しかし、一方で、この講義を続けていると、相手に好かれるために、相手の意思に従うべきと考えている学生が少なくないことが分かってきました。そこには、女性は受け身で従順であるべき等というジェンダー的な発想も窺えます。そのような考えを持つ学生からは、相手との関係で譲るべき事柄と譲るべきではない事柄の判断や自分の意思を伝えること等が難しい印象を受けます。

近年では、カップル間でのデート・レイプや飲み会での集団レイプ等の事案も多発しています。そして、レイプに手を染めた者は、犯行を繰り返すことが多く、犯行が成功しそうな相手を見定めるともいいます。つまり、自分の意思を示す力が弱い等の傾向があると、格好のターゲットと目をつけられてしまう恐れがあるのです。

性犯罪の講義後には、「今まで親が門限を決める、帰宅を促す理由が分かった」等という親の立場を理解する感想が多く聞かれます。また、「自分を大切にしないではいけなかった」「しっかりと相手を見ていくべきだと気づいた」「性犯罪はいつ起こるか分からないと思った」等の感想も少なくありません。

性犯罪の講義や議論を通じて、性交行為に対して自分の意思を持ち、それを相手に表現することの重要性を理解し、意に反する性交行為を避けるための心構えができるようになることを期待しながら、今後も性犯罪の講義に取り組んでいきたいです。



<性犯罪について議論する女子学生たち>

3. 最後に

性犯罪は『心の殺人』といわれています。第三者からすると、被害を早く忘れて、前を向くべき等と考えてしまいがちですが、それは容易ではありません。被害者の心の傷は消えることはなく、人生を狂わせてしまう恐れすらあるのです。

ですから、話しづらいテーマだと思いますが、今回、紹介させていただいた性犯罪や性的同意について、ご家庭等でも話題にしていただけましたら幸いです。

ジェンダー問題は、人権問題であり、個人の尊厳を守るために改善しなくてはならない問題です。全ての人々が差別されず、生きづらさを感じずに過ごせる社会が実現されることを願い、今後もジェンダー分野での研究を続けていきたいと思っています。

<プロフィール>

2006年中央大学法科大学院法務研究科法務専攻専門職学位課程修了。専門学校、短期大学での教員経験を経て、2017年桜の聖母短期大学専任講師に着任し、現在に至る。同短期大学では、憲法や労働法、平和学等を担当。

2022年10月には「にじいろ憲法」を出版。

ジェンダー法学会、国際女性の地位協会、ジェンダー史学会、日本スポーツとジェンダー学会、法と教育学会に所属。